

2016年少林寺拳法全国大会 in おおいた 出場申込及び大会出場に関する確認事項

2016年 3月10日
一般財団法人 少林寺拳法連盟

1. 出場申込

申込は、出場申込書（エクセルデータ）に必要事項を入力し、理事長名でお申し込みください。

1) 申込締切日 **2016年8月31日（水） 連盟本部必着**

2) 申込内容の変更について

①締め切り前（8月31日まで）

・変更、追加、取り消し、補欠交代（団体）を受け付けます。

②締め切り後（8月31日以降～大会当日）

・取り消し、補欠交代（団体）のみ受け付けます。

・変更、追加は一切受け付けません。

※10月26日以降は大会準備の為、連絡は受け付けません。

10月29日・30日の出場拳士受付でお申し出ください。

3) 連絡ルート

・変更、追加、取り消しは、都道府県連盟・各連盟より、連盟本部へ連絡してください。出場者の所属長からの直接連絡は受け付けません。

・補欠交代（団体）のみ、所属長より連盟本部へ連絡してください。

4) 注意

・各種目の出場者選考は、都道府県連盟・各連盟へ依頼申し上げておりますので、選考会（選考要領等）につきましては所属する都道府県連盟・各連盟へお問い合わせください。

・昨年、エントリー漏れ、ミス（誤った組み合わせ）が発生しています。

選考結果を十分に確認の上、エントリー後は再チェックしてお申し込みください。

・締め切り後の追加は受け付けません。

2. 出場費・入場整理券費用の納入

※出場する拳士は出場費及び入場整理券が必要です。

※入場整理券は座席の確保・指定をするものではありません。

1) 費用 ●組演武・単演・運用法・弁論 一人 3,000円

※内訳 出場費2,000円、入場整理券1,000円

※**団体演武と重複の場合も、上記費用は必要です。**

●団体演武1組20,000円（補欠登録者含む）

※入場整理券1,000円含む

2) 取りまとめ 都道府県連盟・各連盟にて、合計費用を取りまとめ、連盟本部へ送金してください。

3) 送金期日 2016年8月31日（水）

4) 送金方法 下記口座にお振り込みください。

百十四銀行 多度津支店 店番275

普通預金 口座番号0740166

一般財団法人少林寺拳法連盟 全国大会 会長 川島 一浩

5) 注意 ・出場申込締切後、出場取消の返金はいたしません。

3. 全種目に適用する事項

(1) 出場資格【表-1】 ※条件として示す年齢は2016年度末時点の年齢とする。

部門	No.	種目	備考
競技の部	組演武	1 男子マスターズの部	・45才以上の男性。男女の組の女性は35才以上。 ・武階不問。
		2 女子マスターズの部	・35才以上の女性 ・武階不問
		3 男子四段以上の部	・16才以上で各種目の資格、性別条件を満たす。(大学生、高校生も含む) ・男子の部で男女混成は認めない。
		4 男子三段の部	
		5 男子二段の部	
		6 男子初段の部	
		7 男子級拳士の部	
		8 女子三段以上の部	
		9 女子二段の部	
		10 女子初段の部	
		11 女子級拳士の部	
		12 男女有段の部	
		13 男女級拳士の部	
	14 中学生男子の部	・中学生の男子同士、または男女の組。 ・学年、武階不問。 ・中学生と小学生の組は認めない。	
	15 中学生女子の部	・中学生の女子同士の組。 ・学年、武階不問。 ・中学生と小学生の組は認めない。	
団体演武	16 一般団体の部	・16才以上による団体演武(大学生、高校生も含む) ・武階、年齢、性別は不問。	
	17 中学生団体の部	・中学生による団体演武。 ・武階、学年、性別は不問。 ・小学生の混成は認めない。	
単独演武	18 男子単演有段の部	・16才以上、初段～三段である男性(大学生、高校生も含む)	
	19 女子単演有段の部	・16才以上、初段～三段である女性(大学生、高校生も含む)	
	20 男子単演級拳士の部	・16才以上である男性(大学生、高校生も含む)	
	21 女子単演級拳士の部	・16才以上である女性(大学生、高校生も含む)	
発表の部	組演武	22 小学生の部	・小学生同士の組。(未就学児との組は認めない) ・原則、同じ武階の拳士と組む。武階の異なる拳士と組む場合、武階の近い拳士同士で組むことが望ましい。
		23 親子の部	・子供が小学生以下である親子の組。(祖父母と孫の組も可) ・武階、性別は不問
		24 夫婦の部	・武階、年齢不問。
		25 障がい者の部	・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。 ・武階、性別、人数は不問。
	団体演武	26 小学生団体の部	・小学生による団体演武。 ・原則、同じ武階の拳士と組む。武階の異なる拳士と組む場合、武階の近い拳士同士で組むことが望ましい。 ・未就学児の混成は認めない。
	運用法	27 男子運用法の部	・16才以上、二段以上。男女混成は認めない。 ・競技種目との重複を認める。
		28 女子運用法の部	・運用法実施者は、選考会において 演武種目(組演武、単独演武、団体演武)のいずれかに 出場していること。
弁論	29 弁論の部	・小学5年生以上。 ・性別、上限年齢は不問。	

- (2) 出場者は、少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。
 - ・ 2016年度現役会員
- (3) 少林寺拳法競技規則、少林寺拳法審判規則に基づき実施する。
 - ・ 少年部・中学生で禁止されている受身、武階相当技、禁止技、攻撃技等
 - ・ 「2014～2017年度考試員審判員講習会資料」を十分に確認すること。
- (4) 出場種目は、原則として1人1種目とする。(運用法の部、弁論の部、出場者を除く)
但し、団体演武出場者は組演武、又は単独演武と兼ねての出場を認める。
※出場組が無い種目への参加機会拡大、追加選考としてご活用ください。
- (5) 演武者・運用法実施者の組み合わせは、同じ都道府県連盟・各連盟内であれば所属(支部、少林寺拳法部、拳友会)は不問とする。
 - ・ 所属は、全国大会申込み時点での本部登録をもって、所属連盟を確認する。
 - ・ 演武種目と運用法の部重複出場の場合は、同一の連盟より出場すること。
 - ・ 演武種目と弁論の部重複出場の場合は、異なる連盟からの出場を認める。参加費は演武種目の連盟からの納入とする。
- (6) 団体演武構成において三人掛けは不可。
- (7) 有段者の種目の使用科目は、次記の通りとする。
 - ・ 武階の異なる拳士と組む場合を含めて、各々の武階に応じた範囲までとする。
 - 例) 三段の拳士が二段の拳士と組む(三段の部出場)
 - 三段の拳士が守者の際は、三段で習得する科目(四段科目)まで
 - 二段の拳士が守者の際は、二段で習得する科目(三段科目)まで
 - ※攻撃については、守者の使用する科目に合わせ、武階に関する制限はない。
 - ※六段科目「羅漢圧法」(有段者科目表参照)の単独技としての使用は不可。
- (8) 服装、防具、武器等について
 - ・ 服装は、「服装規定」に準じる。なお規定に違反した場合は失格とする。
 - ・ 相手または自身に危険を及ぼすような物は、一切身に付けてはならない。
 - ※メガネ、ハードコンタクト、金属・プラ製等の髪留め、装飾品(ネックレス、指輪、イヤリング等)
 - ※髪留めはゴム製のみ。
 - ※やむを得ずメガネ等の着用の必要がある場合は、別途上申書を提出する。
 - ・ 負傷箇所の保護目的以外のサポーター、テーピングは使用禁止。(出場拳士受付時に申し出る。)
 - ・ 胴の使用は認める。(少林寺拳法連盟公認防具のみ)
 - ・ 法器、武器は使用禁止。
- (9) 全国大会までに昇格した場合は、都道府県連盟・各連盟からの申込通りの種目・武階・帯で出場すること。

4. 全国大会出場及びその選考における留意点

女性及びマスターズの部出場者等による、投げに対して宙で回転する受身について

演武における投げに対して、宙で回転する受身について、不十分な技に対して自分から受身で飛ぶ、無理な体勢から不十分な受身を行うなど、かえって危険な受身も見受けられる。性別や年齢層に配慮した安全管理、受身に伴う床に落下する衝撃や不十分な受身の身体への影響を踏まえて、以下の点に留意すること。

- ・ 大会だけでなく修練も含めて受身を繰り返すことによる身体的な影響や年齢、性別、身体能力による安全面の問題などを十分に検討する。
- ・ 不十分な体勢の受身や技の極めに関係なく自ら飛ぶような受身であれば技術度、構成的に不自然になるような受身であれば表現度「構成・リズム・節度」の評価に反映される。

5. 競技の部に適用する共通事項

- (1) 競技種目(1～21)は、予選を実施する。本選出場組数は、原則、予選上位12組とする。
- (2) 競技種目(1～15)は、自由組演武とする。(拳系指定は行わない)
- (3) 異なる武階組み合わせの許容範囲について
 指定の武階の拳士と組み、該当する種目に出場することを原則とするが、次表に限り、異なる武階の組み合わせを認める。

種目	組み合わせ
男子四段以上の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者四段以上であれば武階の差は不問。 ・四段と三段の組み合わせのみ認める。(下位は三段まで) ・三段と組む場合の武階差は1階級まで。(例：五段・三段は不可)
男子三段、二段、初段の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者が同武階、または下位の武階差が1階級まで可とする。(例：三段と初段は不可)
男子級拳士の部、女子級拳士の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者級拳士(見習含む)であれば武階及び武階の差は不問。
女子三段以上の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者三段以上であれば武階の差は不問。 ・三段と二段の組み合わせのみ認める。(下位は二段まで) ・武階差は1階級まで。(例：四段・二段は不可)
女子二段、初段の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者が同武階、または下位の武階差が1階級まで可とする。(例：二段と1級は不可)
男女有段の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者有段者であれば武階の差は不問。 ・初段と1級の組み合わせのみ認める。(下位は1級まで)
男女級拳士の部	<ul style="list-style-type: none"> ・両者級拳士(見習含む)であれば武階の差は不問。
中学生男子の部、中学生女子の部	<ul style="list-style-type: none"> ・武階及び武階の差は不問。

6. 競技の部「男女有段の部」「男女級拳士の部」「男子マスターズの部(男女の出場組)」「中学生男子の部(男女の出場組)」に適用する事項 変更事項

・男性の女性に対する技の極め、投げ、固めを禁止する。

- (1) 男女有段の部、男女級拳士の部、男子マスターズの部(男女の出場組)、中学生男子の部(男女の出場組)における女性は守者のみ、その後続く連反攻でも女性が柔法、剛法のいずれも技の極め、投げ、固めを行う。
- (2) 違反した場合は、総合点より15点減点とする。(※15年度までは受賞対象外)
 - ・男女の体力差を踏まえた安全管理と護身の技法としての観点に基づく護身の技法、体力・体格差を補う技術の習得を目的とする。
 - ・拳系指定組演武では無いが、種目としての在り方を踏まえた取り組みの継続として、守者、攻者の限定を行う。

7. 競技の部「一般団体の部」「中学生団体の部」に適用する事項 確認事項

・補欠拳士を除いた出場拳士の資格に応じた科目を使用する

※団体演武における「資格に応じた科目」については、補欠拳士を除いた出場拳士の資格に基づいたものとする。違反は資格外科目の使用として総合点より10点減点とする。
※補欠拳士に高段者がエントリーしていても、使用科目が実際に演武をする拳士の資格に応じていない場合は総合点より10点減点となる。

- (1) 原則、団体1組あたり1名か2名の補欠申し込みをする。
補欠は、大会当日までに正規出場者が何らかの理由(傷病等)により出場できなくなった場合のみ交代を認める。補欠が出場する場合は、出場組の所属長より、速やかに連盟本部へFAXまたはE-Mailで連絡する。口頭連絡は受け付けない。
なお、8名でエントリーしているところ、大会当日までに2名取消をして6名で演武することは認める。
- (2) 使用技は、出場する拳士の最上位資格者(武階)が使用できる技までとする。
 - ・六段科目「羅漢圧法」(有段者科目表参照)の単独技としての使用は不可。

(3) 演武構成

- ・ 1 構成目と 6 構成目は単独演武、2～5 構成目は二人一組での組演武を以て編成する。
この条件に合わないときみなされた場合は総合点から 10 点減点される。
- ・ 団体演武で用いる単独演武は、以下の単演基本法形より選択し、一方向のみ行う。

天地拳第一～六系、義和拳第一、二系、龍王拳第一、三系、龍の形（逆小手単演）、紅卍拳、

白蓮拳第一系

- ・ 各構成の動きは各組が同一の動きを行う。各組が違う動きをしているときみなされた場合は総合点から 10 点減点される。
- ・ 小学生は、号令・気合を合図として用いることを認める。

8. 競技の部 「男子単演有段の部」「女子単演有段の部」「男子単演級拳士の部」「女子単演級拳士の部」に適用する事項

変更事項

- ・ 使用科目については単演基本法形から選択する。
- ・ 有段の部は、初段～三段までが出場可。

(1) 使用科目について

資格別に指定された（資格に応じた）以下の単演基本法形、科目から六つ（重複不可）を選択して構成する。

指定された科目以外を使用した場合は総合点より 15 点減点とする。

【有段の部】

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、紅卍拳、逆小手単演

【級拳士の部】

- ・ 1 級～3 級

天地拳第一系～第六系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、白蓮拳第一系、逆小手単演

- ・ 4 級～6 級、見習

天地拳第一系～第四系、義和拳第一系～第二系、龍王拳第一系、逆小手単演

※龍の形（逆小手単演）は三段科目とされているが、「逆小手裏返投裏固」が 3 級科目であるため、4 級～6 級、見習も含めて使用可とする。

また、逆小手前指固と逆小手裏返投裏固のいずれでも可とする。

【確認】義和拳第一系～第二系、白蓮拳第一系、紅卍拳は一方向で 1 構成とする。

(2) 出場資格について

男子単演有段の部、女子単演有段の部について、出場資格は初段～三段とする。

（四段以上は出場不可）

9. 発表の部 組演武・団体演武に適用する事項

(1) 演武は 1 回のみ実施する。予選・本選はない。

(2) 演武内容は、全て自由組演武とする。

(3) 小学生の部、小学生団体の部

- ・ 演武時間は、1 分～1 分 30 秒以内とする。
- ・ 原則、同じ武階の拳士と組むこと。武階の異なる拳士と組む場合、武階の近い拳士同士で組むことが望ましい。
- ・ 少年部初段の拳士が使用できる技は、一般初段の習得科目（二段科目）までとする。

(4) 親子の部
変更事項

- ・演武時間は、1分～1分30秒以内とする。
- ・子供が技の極め、固めを行う。子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は禁止する。

①演武構成について

- ・全ての構成において剛法、柔法問わず、子供が各構成最後の技の極め、固めを行う。
また、子供に対する逆技（極め、固め、投げ）は構成全体で禁止する。
- ・違反した場合は少年部禁止技と同様に総合点から15点減点とする。
→親子の体格差、体力差を踏まえた安全管理を目的とする。

②演武時間について

- ・演武時間は少年部と同じく1分～1分30秒とする。（15年度は1分30秒～2分）
→子供が小学生以下であることを踏まえて、少年部の演武時間を適用する。

10. 発表の部「男子運用法の部」「女子運用法の部」に適用する事項

(1) 組み合わせと出場人数、武階について

- ・組み合わせは、2名1組とする。
※レフリーの出場はありません。大会審判員にて審査を行います。

(2) 防具について

部位	防具	男子	女子
上段	少林寺拳法連盟公認ヘッドガード (黒または赤)	○	○
中段	少林寺拳法連盟公認ボディプロテクター	○	○
下段	ファールカップ (メーカー、仕様不問) ※道衣 (下) の内側に着用する。	○	×
手	少林寺拳法拳サポーター	○	○



- ・少林寺拳法連盟公認ヘッドガード、少林寺拳法拳サポーターは、連盟本部事業課または香林株式会社より発売。(右記写真参照)

(3) 実施方法について

- ・全国大会運用法実施要領に準じて行う。

評価方法は、攻撃や反撃をとにかく極めるといったポイントをみるのではなく、双方の攻防の動き、技の習得度、防御から反撃への足捌き、体捌きや技を体系的に練り上げているか（戦術の修得度）など、また特に礼儀作法（審判、相手に対するマナー）を重視する。以上、拳（技術）と禅（心）の両面で審査する。

11. 発表の部「障がい者の部」について

(1) 参加資格

- ①少林寺拳法連盟会員規程に基づく義務を果たしていること。(現役会員)
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付、または医師より障がいの診断を受けている者
※障がい及び度合は不問。
※年齢、性別は不問。
- ③引率責任者が終始同伴できること。(開会式等の整列時や演武実施時のコート待機も含む)
- ④所属連盟が主催する選考会において演武発表を行っていること。

(2) 演武内容

- ・単独演武、組演武、団体演武のいずれも認める。
 - ※組演武においては、健常者との組み合わせを認める。
 - ※介護者同伴の演武を認める。
 - ※三人掛も認める。
 - ※演武に際し、車いす・杖等の補助器具の使用を認める。
 - ※武器・法器の使用は認めない。
- ・演武は発表のみとし、採点・点数表示は行わない。

(3) 参加資格の確認

- ・選考会主催者は、出場者の所属長に参加資格を確認し、全国大会への参加申し込みをしてください。
- ・大会運営上、必要に応じて、連盟本部より出場者の状況について所属長に問い合わせをすることもあります。

(4) 注意

- ・本種目の対象者であっても、選考会での他種目への出場は妨げません。
- ・会場の大きさや来場者数の多さ等、特殊な環境要因によって発作等を引き起こす危険がある場合は、大会参加の是非を慎重にご判断ください。
- ・大会会場においては、応急措置を行うこともできますが、症状によって救急病院での診察・治療も想定し、健康保険証等、治療に要するものを携行してください。

12. 発表の部「弁論の部」について

(1) テーマ

次記A～Dの中から、ひとつテーマを選択し、下記要領に沿って作文を提出する。
提出された作文を事前審査し、大会当日は優秀発表者の弁論発表を行う。

- A 現代社会における少林寺拳法による“人づくり”の意義
- B 東日本大震災での復興支援活動を通じて見えてくる少林寺拳法の価値
※その他、過去3年間の激甚災害への復興支援活動でも可
- C 自分の可能性を信じるとは
- D 少林寺拳法を始めてからの自分の変化について

(2) 申込要領

- ・都道府県連盟・各連盟選出の者は、上記A～Dのいずれかのテーマを選択の上、テーマに基づいて作文（弁論発表できる文言で執筆）し、派遣連盟より全国大会申込締切日までに連盟本部へ提出（必着）する。
 - ※執筆内容（文言）と弁論発表が異なることは認めない。
- ・提出された作文は返却いたしません。全国大会終了後に処分しますので、必要に応じて各自で複写物等を保管してください。

(3) 作文の仕様

- ・下記原稿用紙にて、表紙1枚、本文4枚以内で作文する。
- ・用紙は、A4サイズ縦書き（原稿用紙横）20字×20字（1枚400字詰め）を使用する。既定サイズ以外の用紙は受け付けない。
- ・原則、参加者本人による手書き、またはワープロ出力にて作成。代筆が必要な場合は、連盟本部へ申し出て、別途理由書を提出する。
- ・手書きの場合は、楷書にて丁寧に筆記し、コピーをしても明瞭であるよう文字は大きく濃く書き、原本を提出のこと。判読しづらい場合は、減点することもある。
- ・表紙には、テーマ、都道府県名、所属連盟、所属団体名（支部・少林寺拳法部、拳友会）、氏名（フリガナ）、武階、年齢を記入する。
- ・本文は、1行目にテーマ、2行目より本文を書き始める。
- ・ページ数をつけ、表紙と共にクリップで綴じる。**（ホチキス止め禁止）**
- ・提出は郵送またはE-mailにて原稿を連盟本部宛に送付する

(4) 発表者

- ・審査の後、追って連絡します。

(5) 注意

- 都道府県連盟各連盟から選考された「弁論の部」申込者（全員）は、他の発表部門の種目と同様、大会パンフレットに氏名記載の上、大会会場にて賞状を贈呈します。会場に来られない方は、連盟本部までご連絡ください。後日、送付します。
- 「弁論の部」申込者かつ優秀発表者以外の方で、大会当日に会場へ入場する方の賞状贈呈の集合場所・要領については、館内放送・はり紙等でご案内する予定です。
- 弁論内容は、少林寺拳法修練または社会での実践活動に基づく結果（事実・出来事）からの評価、研究または考察であること。（仮説だけで終始することは認めない）

以 上